

ミナト 消費者だより

港区立消費者センター TEL 03(3456)4159(代)



1

子どものオンラインゲームの高額課金に注意しましょう！

【相談事例】

- 小学生の子どもが親に無断でスマートフォンゲームの高額課金をしてしまい、親のスマートフォンのキャリア決済に高額請求が来た。
- 数ヶ月前から小学生の子どもがゲームの課金をしていたことに、親がクレジットカードの明細を見て、初めて気付いた。

【アドバイス】

- 家族で利用時間やアイテムの購入など、オンラインゲームの利用についてルールを決めましょう。
- ゲームの利用時間、アイテム購入などの制限ができるよう、スマートフォン、タブレット端末やゲーム端末のペアレンタルコントロールなどの機能を活用しましょう。
- 電話料金合算払い(キャリア決済)やクレジットカードなどの利用限度額の制限、利用の通知・承認などの機能を設定しましょう。
- 保護者に無断で未成年者が課金してしまった場合、未成年者取り消しができる場合があります。ゲーム会社、プラットフォーマーや消費者センターに相談しましょう。

オンラインゲームの課金に係る相談の推移（港区全体）



港区立消費者センター

☎ 03-3456-6827 (相談専用電話)

〈相談日時〉

月曜～金曜(電話・来所)、土曜(電話のみ) ※祝日、年末年始を除く
午前9時30分～午後4時まで

まずはお電話を！

港区ホームページ



2

自転車を利用する方～ヘルメットの着用～

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。

自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、約5割が頭部に致命傷を負っています（図1参照）。

また、自転車乗用中の交通事故においてヘルメットを着用していなかった方の致死率（注）は、着用していた方に比べて令和元年から令和5年までの5年間の合計で約1.9倍高くなっています（図2参照）。

（注）：「致死率」とは、死傷者数に占める死者数の割合をいう。

交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要です。

スポーツの時だけではなく、買物や通勤・通学等、日常生活で自転車に乗るときもヘルメットを着用して、頭部を保護しましょう。

ヘルメットは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。

図1 自転車乗用中死者の人身損傷主部位（致命傷の部位）
(令和元年～令和5年合計)

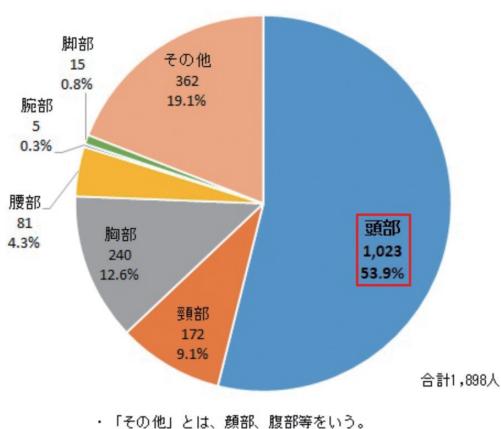


図2 ヘルメット着用状況別の致死率比較
(令和元年～令和5年合計)



出典：警察庁ウェブサイト (<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/toubuhogo.html>)

令和7年3月31日まで



港区では、自転車用ヘルメットの購入費を助成しています。申請期間、対象者、申込方法、必要書類など詳しくはお問い合わせください。

港区 街づくり支援部 地域交通課

☎ 03-3578-2262 FAX: 03-3578-2369

